

山口市重層的支援体制整備事業の取組

令和 7 年 11 月
地域福祉課

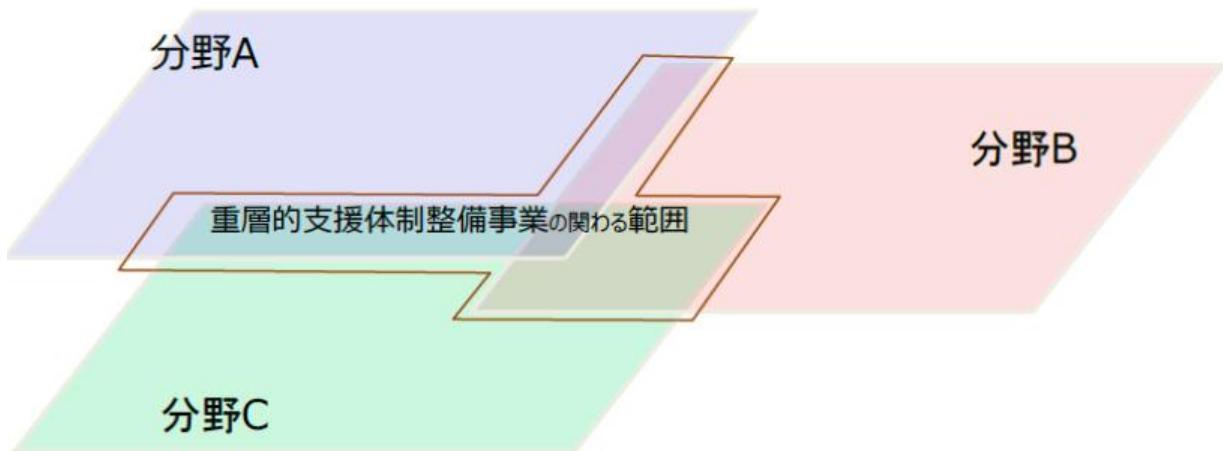
山口市重層的支援体制整備事業の取組

1 重層的支援体制整備事業とは

平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、「包括的な支援体制」を整備することが市町村の努力義務として示されました。市町村において「包括的な支援体制」の整備を推進するための1つの手段として、令和2年の社会福祉法改正により創設されたのが重層的支援体制整備事業(以下「重層事業」という。)であり、本市においては重層事業を活用し、令和6年度から本格実施しています。



出典)厚生労働省 社会・援護局資料より抜粋

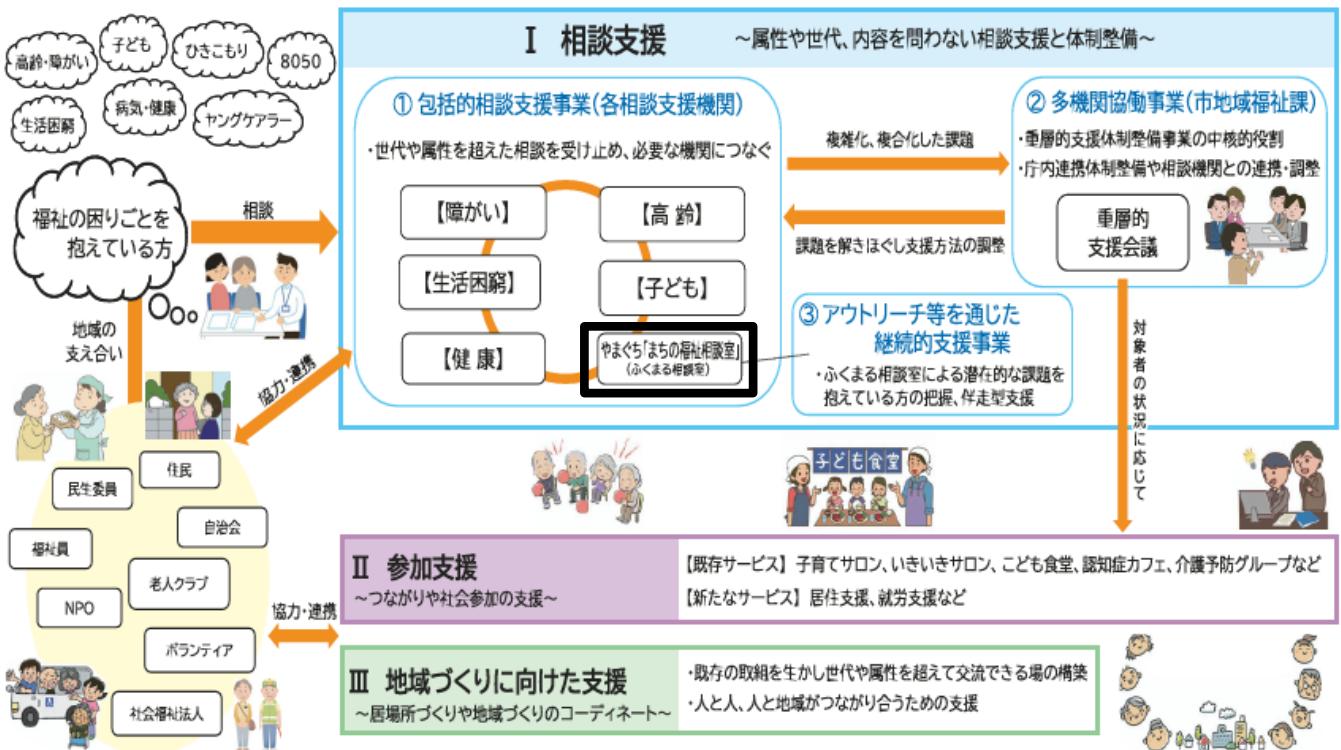


出典)三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」令和3年3月

2 山口市重層的支援体制整備事業

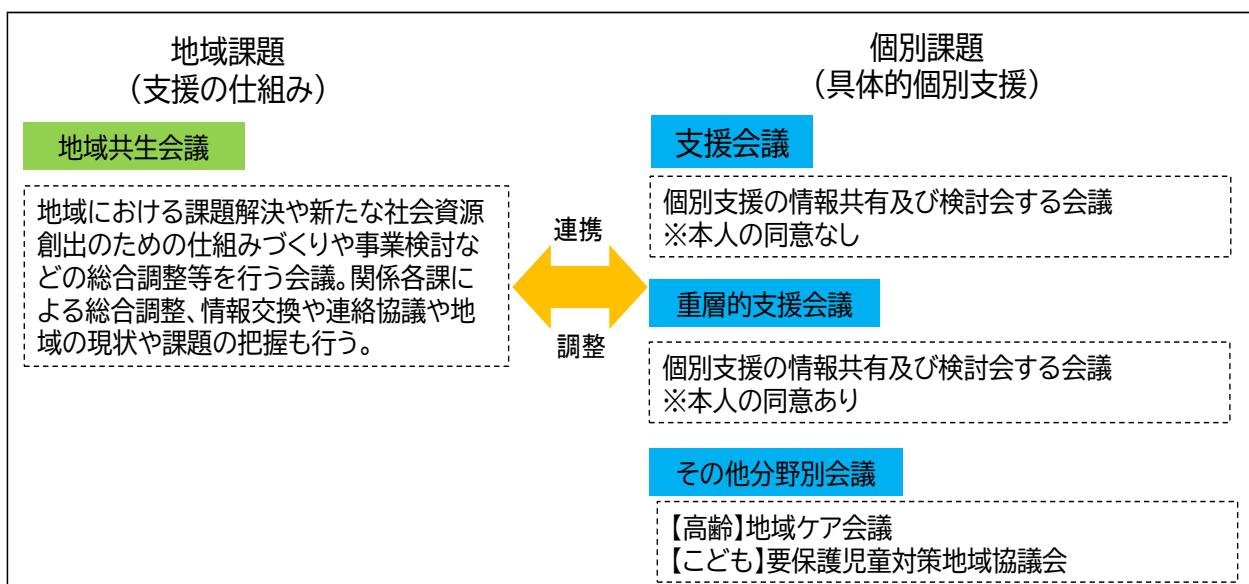
(1)全体イメージ

重層事業は、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しい複雑的、複合的な課題を持つ方をサポートするための体制を構築するため、次のI 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。



(2)検討組織

重層事業では、地域課題解決に向けた仕組みづくりや重層事業の総合調整を行う「地域共生会議」、個別ケースの支援方針を検討する「支援会議」及び「重層的支援会議」において検討を行っています。



3 取組の状況

重層事業では、高齢(介護)、障がい、子ども、生活困窮の分野で行われていた既存の事業に加えて、新たに多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に取り組んでいます(以下、□囲みが新規事業)。

社会福祉法第10 6条の4第2項各 号	本市の対象事業(既存 制度を含む)	取組内容
I 相 談 支 援	・地域包括支援センター 運営事業 【高齢福祉課】	地域包括支援センターにおいて、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が高齢者の総合相談に対応しています。
	・相談支援事業 【障がい福祉課】	障がい者が地域で安心して本人らしく生活することができるよう、身近な場所で必要な障害福祉サービスの利用に関する相談支援を行っています。
	・利用者支援事業 【こども未来課】	山口市こども家庭センター及びやまぐち子育て福祉総合センターにおいて、利用者支援専門員を中心に、子育てに関する相談・支援のほか、情報提供、専門職員や専門機関との連携・協働を図っています。
	・自立相談支援事業 【地域福祉課】	生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析しニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行えるよう支援しています。
多機関協働 事業	・多機関協働事業 【地域福祉課】	やまぐち「まちの福祉相談室」や支援関係機関等では対応が難しい複雑化・複合化した事案に対し、支援会議又は重層的支援会議を開催し、支援の方向性等を検討しています。
アウトリーチ 等を通じた継 続的支援	・アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 【地域福祉課】	複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人などに支援を届けるため、相談員が民生委員や福祉員の会議などに参加し、関係性を構築して情報共有を図ることで、地域の中で支援が必要な方の把握に努めています。
II 参加支援	・参加支援事業 【地域福祉課】	<ol style="list-style-type: none"> ① 不登校の背景には、福祉的な課題を抱えている世帯のケースもあることから、教育委員会と連携し、不登校支援に取り組んでいます。 ② 必要に応じて重層的支援会議を開催するなど、ひきこもり支援や就労支援に取り組んでいます。
III 地 域 づ く り に 向 け た 支 援	・地域介護予防活動支 援事業 【高齢福祉課】	高齢者の集いの場や介護予防に自主的に取り組むグループの活動支援を行っています。
	・生活支援・介護予防体制整 備事業 【高齢福祉課】	市全域を担当する1層及び日常生活圏域を担当する2層生活支援コーディネーターが連携し、高齢者の生活支援や介護予防の体制整備を行うために、地域の協議体(多様な団体が情報共有を行うなど、連携・協働のための協議の場)において、協議を行っています。
	・地域活動支援センター 運営事業 【障がい福祉課】	利用者(障がい者又は障がい児)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図っています。
	・地域子育て支援拠点 事業 【こども未来課】	市内各中学校区に設置している地域子育て支援拠点施設において、子育て世帯を対象に、子育て親子の交流の場の提供や、子育てに関する相談・支援を実施しています。
	・生活困窮者支援等の ための地域づくり事業 【地域福祉課】	子育てサロン等交流会として、子どもに関する団体間(子育て拠点施設、子ども食堂等)で情報交換を行い、それぞれの課題を共有及び解決に向けた提案をし合うメニューなどを新たに追加しています。

I 相談支援

① やまぐち「まちの福祉相談室」

福祉の困りごとを丸ごと受け止める『やまぐち「まちの福祉相談室」』(通称ふくまる相談室)を全ての地域包括支援センターと山口市社会福祉協議会本所の市内10か所に設置しています。ふくまる相談室では、分野を超えた相談支援をはじめ、支援につないだ後のアフターフォローを含め、相談者に寄り添った支援を実施しています。

◆令和6年度のふくまる相談室の相談実績

	相談者					相談方法					相談内容													相談実件数	相談延件数							
	本人	家族・親族	地域	関係機関等	計	来所	電話	訪問	その他	計	介護に關すること	こころの問題に關すること	資金の貸付について	家賃やローンの支払いのこと	収入・生活費のこと	税金や公共料金等の支払いについて	住まいについて	債務について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について	子育てに關すること	食べるものが無い	病気や健康に關すること	家計全般に關すること	ひきこもり・不登校	DV・虐待について	その他	計				
合計	740	226	80	756	1802	154	1079	421	104	1758	183	44	7	215	200	171	291	49	271	65	11	48	28	21	429	110	122	20	457	2742	336	1802

◆ふくまる相談員が対応した事例

〈事例1〉 ひきこもりの●歳代男性

- ・ 高校中退後に数十年の間ひきこもる
- ・ コミュニケーションが苦手でこだわりが強い
- ・ 解決したい課題は、自分の思いを相談できるようになり、少しずつ社会に出る準備をする
- ・ 目標はひきこもり支援施設に通い、家族以外とも交流が行えるようになる



〈事例2〉 汚れた外でできることのできない●歳代女性

- ・ 体調を崩して仕事に行けなくなり、ひきこもる
- ・ 支援に来た母親も家の中に入れず、買い物だけを望む
- ・ 母親の要請でふくまる相談員が訪問するが、外の空気が汚れているので、人が来ると苦しいと言われる
- ・ 近所の内科にようやく行くことができ、専門病院につなぐ



〈事例3〉 ゴミ屋敷から助けを求めた●歳代女性

- ・ 体調を崩して●箇月間休職
- ・ そのまま退職となり、退職金を取り崩して生活
- ・ 立ち上がりができなくなり、生活環境が汚染
- ・ その間隣に住む友人が買い物支援
- ・ 母親に助けを求める
- ・ 母親がゴミ屋敷になったアパートでの生活を発見
- ・ 母親の求めでふくまる相談員が訪問
- ・ 清掃業者の紹介
- ・ 病院受診のために入浴
- ・ 受診後短期入院、その後退院し生活保護の申請に至る



② 多機関協働事業

課題が複数の分野にまたがるケース、調整が必要なケースの支援方針を検討するため、支援会議、重層的支援会議を開催し、関係者間で支援方針を協議しています。

（令和6年度の開催回数） 支援会議14回、重層的支援会議5回

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ふくまる相談員は、相談窓口で待つだけでなく地域の集まりへの参加や出張相談を行い、地域課題の把握に努めています。また、必要に応じて伴走型の支援を行い、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行っています。

（令和6年度の会議等出席回数） 360件

（令和6年度の訪問による相談件数） 421件

II 参加支援事業

不登校の小中学生が増加する中、主に教育分野で対応してきた不登校支援に取り組んでいます。これは、中学校を卒業すると学校の手厚い支援が途絶えることで、高校を中退しどの機関にもつながらず社会とのつながりが薄れ、長期にひきこもりの状態に陥る恐れがあることから、学校等と連携して福祉側からの支援を行うものです。

現在、参加支援事業の認知が進み、教育委員会やスクールソーシャルワーカー等との関りが少しずつ増えています。

III 地域づくりに向けた事業

地域住民自らが主体的に地域生活課題を解決できるように、これまで各分野で行われてきた居場所の確保支援等を行っています。

4 依頼事項

（1）ふくまる相談室へのつなぎ

地域生活課題を抱えている方が相談窓口につながっていない場合は、ふくまる相談室を案内してください。訪問による相談もできます。

（2）重層事業の説明の場の提供

事業内容を説明する会議等がありましたら、地域福祉課へお知らせください。

（3）個別支援（支援会議、重層的支援会議）への参加

支援関係者として、個別支援のケース検討を行う支援会議や重層的支援会議への参加をお願いする場合があります。

（4）地域共生会議への参加

支援関係者として、地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりの協議等を行う地域共生会議への参加をお願いする場合があります。